

## 都市魅力アップ共創推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と連携して行う都市魅力アップ共創推進事業について必要な事項を定め、もって、本市の新しい価値の創造等を目的として、社会貢献活動、企業の社会的責任、及び共通価値の創造等の取組に意欲のある事業者等の事業提案を広く募集し、民間活力を活かした新たな仕組みによる事業を展開することにより、本市のプロモーション効果を高めると共に、地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上等に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「事業者等」とは、事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。

2 この要綱において「都市魅力アップ共創推進事業（以下「本事業」という。）」とは、本市が抱える課題及び、事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行われる役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）であって、市と連携して行う事業をいう。

3 この要綱において「協定及び契約」とは、本事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結するものをいう。

### (事業者等及び本事業の基準)

第3条 協定及び契約の対象とする事業者等及び本事業の基準は次のとおりとする。

1 事業者等又はその事業内容が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員等（前橋市暴力団排除条例（平成23年条例第38号）第2条3号に規定する者）の関与が認められるもの
- (6) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- (7) その他協定及び契約の対象としてふさわしくないもの

2 本事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- (4) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安

- を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 民間事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
  - (6) その他本事業としてふさわしくないもの

(事業提案の基準)

第4条 前条の規定に基づき提案を受け付ける事業の基準は次のとおりとする。

- (1) 企業等の社会貢献活動、企業の社会的責任及び共通価値の創造等に関する取組であり、事業の実施、運営、安全対策及び経費負担等について、提案者が責任をもって行えるもの
- (2) 企業からの提案であり、新たな価値の創造、地域課題の解決、行政運営の効率化、地域活性化、市民サービスの向上及びシティプロモーション等に寄与するもの
- (3) 第七次前橋市総合計画等により、市の重要施策として位置づけられ、事業推進を図るための支援を行うことが適当と認められるもの
- (4) 費用負担を含め、事業者等が主体になって取り組み、市と事業者等との連携事項及び役割分担が明確であるもの
- (5) 市の費用負担を伴う場合、市負担金額は原則50万円以下とする。ただし、市予算の範囲内とする。

(協定・契約の締結)

第5条 市及び事業者等は、前条に掲げる事項について事前協議が整った場合は、事業の必要に応じ、事業内容、実施期間、実施条件その他必要な事項を明記した書面を作成し、協定又は契約を締結する。

- 2 契約に係る必要な手続きは、前橋市契約規則（平成2年規則第4号）及びその他関係法令の規定を準用する。

(事業の公表)

第6条 市は、前条第1項の協定又は契約を締結したときは、市政記者への情報提供、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表する。

- 2 事業者等は、本事業の実施に関して、市が同意した内容について公表することができる。

(事業募集期間)

第7条 本事業の募集期間に関しては、随時行うこととする。

(事業の停止・中止)

第8条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者等の申し出た本事業について、停止又は中止することができる。

- (1) 第3条第1項各号又は第3条第2項各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。

- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。
  - (3) 前橋市税の滞納があるとき。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又はその他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申し立てがなされたとき。
  - (5) 本事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。
  - (6) その他市が特に必要と認めるとき。
- 2 市又は事業者等は、天災その他いずれの責めにも帰さない事由により、本事業の実施が困難と判断したときは、本事業の停止又は中止を申し出ることができる。

（実績報告）

第9条 市は、事業者等に対し、本事業について実績の報告を求めることができる。

（協議）

第10条 この要綱に定めのない事項又はその内容等に疑義が生じた場合は、市及び事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。